

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スワジランド	食糧援助に関する日本国政府と スワジランド王国政府との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	240,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3.15 ムババネ ネで (同日)	日本側 小澤俊朗在スワジ ランド大使 シェラソン スワジランド側 経済企画開発大 臣	H22. 3.31 140号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。